

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 11 号

### 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和 34 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 6 中「520,000 円」を「540,000 円」に改める。

第 16 条の 6 の 12 中「170,000 円」を「190,000 円」に改める。

第 20 条第 1 項中「520,000 円」を「540,000 円」に改め、同項第 2 号中「260,000 円」を「265,000 円」に改め、同項第 3 号中「470,000 円」を「480,000 円」に改め、同条第 3 項中「520,000 円」を「540,000 円」に、「170,000 円」を「190,000 円」に改め、同条第 4 項中「520,000 円」を「540,000 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。